

令和5年度鞍手町議会第2回定例会会議録（第3号）						
令和5年3月8日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議					議 長
	令和5年3月8日 午後1時00分					星 正 彦
	閉 会 開 議					議 長
令和5年3月8日 午後3時21分						
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	添 田 政 勝	出 欠	1 1	西 藤 典 子	出 欠
	2	野 口 美 恵 子	出 欠	1 2	的 野 信 之	出 欠
	3	田 中 二 三 輝	出 欠	1 3	須 山 由 紀 生	出 欠
	4	宇 田 川 亮	出 欠			
	出席 13人	5	新 谷 留 晴	出 欠		
	欠席 0人	6	篠 原 哲 哉	出 欠		
	欠員 0人	7	星 正 彦	出 欠		
		8	有 働 徳 仁	出 欠		
		9	栗 田 美 和	出 欠		
	1 0	許 斐 英 幸	出 欠			
会 議 録 署 名 員	3	田 中 二 三 輝		4	宇 田 川 亮	

職 務 出 席	議会事務局 局長	武 谷 朋 視	出 欠	議会事務局 局次長	広 瀬 真 一	出 欠
	町 長	岡 崎 邦 博	出 欠	副町長	浅 野 彩	出 欠
	教育長	外 園 哲 也	出 欠	会計課長	田 中 靖 治	出 欠
	総務課長	高 橋 奈 美 江	出 欠	建設課長	西 生 卓 矢	出 欠
	福祉人権 課 長	芝 野 英 和	出 欠	政策推進 課 長	柴 田 隆 臣	出 欠
	税務住民 課 長	石 田 克	出 欠	地域振興 課 長	立 石 一 夫	出 欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局 長	大 村 俊 夫	出 欠	上下水道 課 長	神 谷 徹	出 欠
	保険健康 課 長	梶 栗 恭 輔	出 欠	教育課長	森 永 健 一	出 欠
	地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名					
	議 事 日 程					
付 議 事 件						別 紙 の と お り
会 議 経 過						別 紙 の と お り

令和5年第2回鞍手町議会定例会議事日程

3月8日 午後1時開議

第3号

- 日程第1 議案第2号 鞍手町個人情報保護審査会条例
- 日程第2 議案第3号 鞍手町個人情報の保護に関する法律施行条例
- 日程第3 議案第4号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第5号 鞍手町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第6号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第7号 鞍手町職員の降給の事由及びその手続効果に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第8号 鞍手町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第9号 鞍手町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第10号 公益的法人等への鞍手町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第11号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第12号 鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第13号 鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第14号 鞍手町子ども医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第15号 鞍手町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第16号 鞍手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第17号 鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第18号 鞍手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第19号 鞍手町水道事業及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第20号 鞍手町職員の再任用に関する条例を廃止する条例
- 日程第20 議案第21号 令和4年度鞍手町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第21 議案第22号 令和4年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第22 議案第23号 令和4年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第23 議案第24号 令和5年度鞍手町一般会計予算
- 日程第24 議案第25号 令和5年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第25 議案第26号 令和5年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第26 議案第27号 令和5年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算
- 日程第27 議案第28号 令和5年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第28 議案第29号 令和5年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第29 議案第30号 令和5年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算
- 日程第30 議案第31号 令和5年度鞍手町水道事業会計予算
- 日程第31 議案第32号 令和5年度鞍手町下水道事業会計予算
- 日程第32 議案第33号 民事調停の申立て

令和5年3月8日（第3日）

開議 午後 1時00分

○議長（星 正彦 君）

これから、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程は、お手元のタブレット端末機に送信しているとおりです。

日程第1 議案第2号 鞍手町個人情報保護審査会条例を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今、議題となっています議案第2号は、総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第2 議案第3号 鞍手町個人情報の保護に関する法律施行条例を議題とします。

質疑ありませんか。

○議員（11番 西藤 典子 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子 君）

3号議案ですけれども、第11条（2）利用停止決定等をする期限（行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料）とありますが、匿名加工情報とはどういうものでしょうか。具体的な内容を知りたいです。匿名加工というのはどういうことをするのか。情報に対して。その具体的な内容をお尋ねします。

○総務課長（高橋 奈美江 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江 君）

お答えいたします。匿名加工情報というものは、もともとある情報を一部修正するものになります。以上です。

○議員（11番 西藤 典子 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子 君）

どのように修正するのでしょうか。修正の内容です。

○総務課長（高橋 奈美江 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江 君）

開示する際に、その情報が見えないように黒く塗り潰したり、そういうふうな加工をすることを想定しております。

以上です。

○議員（11番 西藤 典子 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子 君）

これは、いろんな個人情報を誰の情報か分かりにくいように加工してこれを出す、そういうことのような感じがします。だから個人情報保護の観点からいうと、いかに分かりにくいようにしようとも、個人情報であることには間違いがないのではないのでしょうか。そういうことを、ここではするかしないかというようなことも、別に審議された形跡がないように思いますけれども、そういうことをして個人情報を出すということに私は疑念を持っておりますが、どういうお考えでしょうか。

○総務課長（高橋 奈美江 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江 君）

今回の加工につきましては、個人情報が特定されないように加工するものになります。

以上です。

○議員（11番 西藤 典子 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子 君）

特定されないと言っても元々個人情報ですから。それをこういうふうに手数料とか、お金を3,

950円出せばとか書いてありますが、そういうことをすることに対しての論議を行ったのでしょうか。

○総務課長（高橋 奈美江 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江 君）

お答えいたします。今回の条例制定につきましては、情報公開個人情報保護審査会のほうに、この条例案を審議していただくというふうな形をとっております。また、検察庁のほうにも照会をかけましたし、パブリックコメントのほうも実施しております、中身については詳細に議論をしております。

以上です。

○議長（星 正彦 君）

他に、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

ただ今、議題となっています議案第3号は、総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第3 議案第4号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

今回、何点か改正がされていますけれども、一つは鞍手町公共施設等利活用検討委員会というのを新たに作るということで、この範囲についてどこまでのことを言っているのか教えてください。

○総務課長（高橋 奈美江 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江 君）

お答えいたします。今回の設置する検討委員会におきましては、鞍手町公共施設等総合管理計画及び個別施設計画において、売却、賃貸、除去、転用などの検討方針が示された公共施設等のうち、具体的な利活用計画が定められないものにつきまして、この検討委員会で調査検討を行うこととしております。

以上です。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

今、小学校の統廃合というふうにも言われていますけれども、例えば現在はまだ実際にあるわけですが、例えば統廃合になった後にもう使われなくなるような小学校等、こういうものもだんだんそういった時点で、もう範囲に含まれていくということではないでしょうか。

○総務課長（高橋 奈美江 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江 君）

お答えいたします。小学校跡地等の利活用につきましても、具体的な利活用計画が定まらない場合は、必要に応じて、当該委員会で検討することを想定しております。

以上です。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

また委員会のほうで聞きたいと思いますが、もう一つ鞍手町公共下水道事業計画検討委員会。これの中身についてまず教えてください。

○上下水道課長（神谷 徹 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

上下水道課長。

○上下水道課長（神谷 徹 君）

お答えします。今回、検討委員会を立ち上げるきっかけとなりましたのは、令和6年度に福岡県の方が汚水処理構想の見直しというものを県内一斉で行います。それに合わせまして、

令和5年度に鞍手町の汚水処理構造の見直しを行うために、この検討委員会を立ち上げるものでございます。

以上です。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

そうすると、今の下水道をずっと整備してきましたけれども、それも今後どうするのか。

今、計画どおりには行ってないわけですがけれども、その見直しも含めて今からやるということでしょうか。

○上下水道課長（神谷 徹 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

上下水道課長。

○上下水道課長（神谷 徹 君）

鞍手町のほうが平成7年に今の計画を立てております。その後、人口減少等々で、いろいろ状況が変わってきておまして、今、町内全域を下水道という規約になっておりますけども、その辺を今回検討委員会を立ち上げ検討することで、下水道でいくのかそれ以外の浄化槽とかでいくのか、そういったところで検討しながら、最終的には町内全域を水洗化率100%にという検討をしていこうと考えております。

以上です。

○議長（星 正彦 君）

他に、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

ただ今、議題となっています議案第4号は、総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第4 議案第5号 鞍手町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今、議題となっています議案第5号は、総務文教委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第5 議案第6号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

ただ今、議題となっています議案第6号は、総務文教委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第6 議案第7号 鞍手町職員の降給の事由及びその手続効果に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今、議題となっています議案第7号は、総務文教委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第7 議案第8号 鞍手町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今、議題となっています議案第8号は、総務文教委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第8 議案第9号 鞍手町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を

議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今、議題となっています議案第9号は、総務文教委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第9 議案第10号 公益的法人等への鞍手町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今、議題となっています議案第10号は、総務文教委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第10 議案第11号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今、議題となっています議案第11号は、総務文教委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第11 議案第12号 鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第12号は総務文教委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第12号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第12 議案第13号 鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

○議員(11番 西藤 典子 君)

議長。

○議長(星 正彦 君)

西藤議員。

○議員(11番 西藤 典子 君)

この中で、出産育児一時金のことが出ておりますが、改正後はですね、被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として48万8,000円を支給する。ただし、町長が健康保険法施行例第36条の規定を勘案し、必要があると認めたときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとすると書いてありますね。50万と書いていたんですけど、48万8,000円で、町長が必要と認めたときには3万を加算すると書いてあります。町長が必要と認めたときってというのは、どんな場合なんでしょうか。お尋ねいたします。

○保険健康課長(梶栗 恭輔 君)

議長。

○議長(星 正彦 君)

保険健康課長。

○保険健康課長(梶栗 恭輔 君)

はい。

お答えいたします。

この分につきましては、鞍手町国民健康保険規則の第2条のほうで、出産育児一時金の加算という項目を規則で定めております。その中で産科医療制度という形で現在この保険のようなものでございますが、その分の掛金が1万2,000円というふうに今なっております。この1万2,000円と今回改正します48万8,000円、合わせて国のほうが言っております出産育児一時金50万円に引上げという形になります。ですから、被保険者の方には50万円支払うという形になります。

以上です。

○議長(星 正彦 君)

他に、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第13号は民生産業委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第13号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第13 議案第14号 鞍手町子ども医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

○議員(11番 西藤 典子 君)

議長。

○議長(星 正彦 君)

西藤議員。

○議員(11番 西藤 典子 君)

この条例は、令和5年10月1日から施行しと書いてありますね。なぜ4月1日からではないのかお尋ねいたします。

○保険健康課長(梶栗 恭輔 君)

議長。

○議長(星 正彦 君)

保険健康課長。

○保険健康課長(梶栗 恭輔 君)

お答えいたします。施行日につきましては、10月1日ということで、今回この条例案を可決していただきましたら、今後のスケジュールといたしまして、システムの改修に3ヵ月程度。それから18歳年度末対象世帯への周知等も含めまして、半年程度の期間を要すると考えまして、10月1日の施行というふうに上げさせていただいております。

以上です。

○議員(11番 西藤 典子 君)

議長。

○議長(星 正彦 君)

西藤議員。

○議員(11番 西藤 典子 君)

そういうことであればあれなんです、私はあるお母さんから子供が高校になるんだけど医療費が高くなって困るって言われていました。どうも鞍手町は高校の無料化にも動いてるみたいって言うのであーって喜んでいました。だからかなりの人が、そういう情報を聞いた人は、4月1日からなるなと思って。普通4月1日からを期待すると思うんです。そこら辺がちよっと気になりましたから聞きましたけど。なるべく早く待ってらっしゃる方も多と思いますので要望したいと思います。

○議長(星 正彦 君)

西藤議員に申し上げます。

議案質疑ですから、意見要望というのは、よろしくをお願いします。

他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第14号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第14号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第14 議案第15号 鞍手町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第15号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第15号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第15 議案第16号 鞍手町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第16号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第16号は、民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第16 議案第17号 鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第17号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第17号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第17 議案第18号 鞍手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第18号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第18号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第18 議案第19号 鞍手町水道事業及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第19号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第19号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第19 議案第20号 鞍手町職員の再任用に関する条例を廃止する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第20号は、総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第20号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第20 議案第21号 令和4年度鞍手町一般会計補正予算第8号を議題とします。

まず、歳出より質疑をお受けします。補正予算に関する説明書の22頁をお開きください。

2款 総務費及び3款 民生費について、22頁から31頁まで質疑ありませんか。

○議員（11番 西藤 典子 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子 君）

27頁の介護保険事業費というところがありますが、負担金補助及び交付金、これが4,235万円減額になっております。この内容なんですけれど、これは引下げられたからじゃないかと思うんです。介護保険料が引下げられた結果だと思いますが、この結果対象者1人当たりいくらぐらいの引下げになったのかお尋ねいたします。

○福祉人権課長（芝野 英和 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

福祉人権課長。

○福祉人権課長（芝野 英和 君）

今、ご質問がありました4,235万7千円の減額につきましては、福岡県介護保険広域連合の前年度決算の確定によりまして、その余剰金が発生したために、町からの負担金、これが減額になったものでございます。したがって各個人に対する介護保険料、これがいくら下がるっていう性質のものではございません。

以上です。

○議長（星 正彦 君）

他に質疑ありませんか。

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

23頁、提案説明でもありましたけれども、2名の依願退職者が出ているということで、退職手当が1,500万ほど追加になっていますけれども、できる範囲どういう方か言える範囲で結構ですが、そして何か理由があるのかどうか、分かれば教えてください。

○総務課長（高橋 奈美江 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江 君）

お答えいたします。今回の職員退職手当につきましては、2名の職員から退職の申出がっております。理由につきましては、いずれにしても一身上の都合ということで、個人情報にもなるかと思しますので、どういうふうな職種の職員がっていうのは控えさせて

いただきたいと思います。以上です。

○議長（星 正彦 君）

他に質疑ありませんか。

次に進みます。

4款 衛生費から10款 教育費について、32頁から39頁まで質疑ありませんか。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

38、39頁。公民館大規模改修事業費で、設計測量委託料が庁舎の工事等の遅れで減額というふうに示されていますけども、これ中央公民館の大規模改修が終わったわけではなくて、庁舎の関係の工事等の兼ね合いで遅れていると思うんですけど、今後どのような計画を今お持ちなのか、ちょっと教えてください。

○教育課長（森永 健一 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

教育課長。

○教育課長（森永 健一 君）

お答えいたします。言われたとおり、庁舎の建設の関係で1年遅れて、この分というのは設計料を次年度のほうに持ち越しっていうことになっております。令和5年度に設計で、工事の一部、令和6年度に工事の方完了するような形で考えております。

以上です。

○議長（星 正彦 君）

他に質疑ありませんか。

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。

12頁をお開きください。歳入は一括して質疑をお受けします。

12頁から21頁まで質疑ありませんか。

○議員（11番 西藤 典子 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子 君）

17頁の児童福祉費補助金のところで、子供医療費補助金が622万円減額になっておりますが、これはいわゆるペナルティに当たるんですか。昔、ペナルティって事があった

からちょっとお尋ねしたいと思いました。

○保険健康課長（梶栗 恭輔 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

保険健康課長。

○保険健康課長（梶栗 恭輔 君）

お答えいたします。これは今議員がおっしゃいますペナルティではございません。当初予算でこの年間の子供医療費の支給額を見込んでおりましたけれども、この分の医療費が見込みよりもそこまでかからなかったというところで、福岡県のほうに変更申請をいたしまして、今回622万3千円ほどの減額というふうになっております。

以上です。

○議長（星 正彦 君）

他に質疑ありませんか。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

この予算書の中に、庁舎建設費で関わるものがいろいろ出てくるわけですが、庁舎建設だけじゃなくて、全体の工事費が63億円というふうになってきたわけですが、この補正なり当初予算なり、また9月なんか決算が出ますけれども、その都度庁舎建設にどれだけかかったのか、そしてスケジュール的にはどういうふうになっているのかというのを、ぜひお示しいただきたいというふうに思うわけですよ。そうしないと、どうなっているのかがちょっと見えにくい。それだけの単独の特別予算にはなっていないので、それをぜひしていただきたいというふうに考えますけれども、それについてお答えください。

○総務課長（高橋 奈美江 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江 君）

お答えいたします。今、議員のほうから要望がありました件につきましては、精査をして報告をさせていただければと思っております。

以上です。

○議員（11番 西藤 典子 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子 君）

簡単な質問ですみませんが言葉の意味分からないので。19頁の社会福祉費委託金というのがありまして、遺家族援護事務委託金という、遺家族っていうのはどういうことなんでしょう。お尋ねいたします。分かりませんので。

○議長（星 正彦 君）

答弁を整理するので、しばらく休憩します。

休憩 午後 1時33分

再開 午後 1時38分

○議長（星 正彦 君）

会議を再開します。

福祉人権課長。

○福祉人権課長（芝野 英和 君）

はい、お答えいたします。遺家族につきましては、さきの大戦での戦没者の方々の遺族、家族という意味合いでございまして、それらの方、弔慰金というお金を交付されている方がいらっしゃいます。その弔慰金を交付するための事務費をいただいておりますが、事務費が今回追加になったということでございます。

以上です。

○議長（星 正彦 君）

他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで歳入を終わります。

それでは、歳入歳出全般について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

ただ今議題となっております議案第21号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって議案第21号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第21 議案第22号 令和4年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第22号は民生産業委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第22号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第22 議案第23号 令和4年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第23号は民生産業委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第23号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第23 議案第24号 令和5年度鞍手町一般会計予算を議題とします。

まず、歳出より質疑をお受けします。予算に関する説明書の64頁をお開きください。

1款 議会費及び2款 総務費について64頁から127頁まで質疑ありませんか。

○議員(1番 添田 政勝 君)

議長。

○議長(星 正彦 君)

添田議員。

○議員(1番 添田 政勝 君)

89頁。地域おこし協力隊ですけど、4年度の当初予算で修正動議によって修正された地域おこし協力隊がまた要求されていますが、今回の目的を教えてください。

○政策推進課長(柴田 隆臣 君)

議長。

○議長(星 正彦 君)

政策推進課長。

○政策推進課長(柴田 隆臣 君)

お答えをいたします。今回の目的につきましては、中身は異なりますが、情報発信を中心に令和5年度は取り組んでいきたいとそうように考えております。

以上です。

○議員(1番 添田 政勝 君)

議長。

○議長(星 正彦 君)

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝 君）

おかしいでしょ。おかしいですね。今回の目的が、昨年の修正動議で修正されたものと同じなのは問題じゃない。議会軽視でしょ。この事業は町長の公約がありますけど、情報発信の内容が前回と違うということをお願いしますけども、今回の情報発信の具体的な内容と前回との違い、これ町長お答えください。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

今回の具体的な内容といたしましては、町の情報としてイベントや催し、地域産業の紹介など、町を形成する人や産業の活動や活力を柱としながら、特産品、自然、歴史や文化、定住支援など、町の特色をプラスして、テーマごとに動画や写真、コメントなどを交えた町の魅力を発信、SNS等で行っていきたいと考えております。また、町制70周年の催しなども控えており、記念誌の素材集めや発行に係る補助員としての役割も担っていただきたいと考えております。そのようなことから、本庁と地域住民協力隊が、一体となって地域外の方に鞍手町を知ってもらうための活動を活発化させていかなければならないと考えております。

協力隊においては、活動で得たものを自身のビジネスに繋げていただくとともに、本町に生活の拠点を置き、その活動が広く拡散され、今後さらに都市部から若者が本町にやってくるという、好循環の一翼を担っていただきたいと考えております。

○議員（1番 添田 政勝 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝 君）

だから前回の内容を細かく説明しただけでしょう。職員のスキルアップで対応できるんじゃないですか。何でそんな協力隊にこだわるのかちょっとわからないですけど、議会軽視もいいところです。この財源は特別交付税だから、協力隊の経費がどのくらい含まれているか中身を見てこないんです。そんな内容じゃ到底賛同できません。これは。それよりも職員のスキルアップが優先でしょう。成果の不明瞭な協力隊に費やす余裕はないはずなんです。だから取組の優先順位、高さをちょっと説明してください。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

鞍手町にとりましては、人口減少というのが最大の課題であります。これをどう解決するかということから、移住定住にどう結びつけていくかっていうことが、この地域おこし協力隊の1番大きな目的でもあります。鞍手町の事業で馴染んでいただき、そして鞍手町を知っていただき、そして今回募集します地域おこし協力隊については、鞍手町の情報発信をしていただくとともに、さらに都市部からの移住定住に結びつくような先駆けになっていただきたいということから、この地域おこし協力隊の事業に取り組みたいと考えております。

○議長（星 正彦 君）

他に質疑ありませんか。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

同じ項目、私の方もちょっと質疑用意していましたが、今のお2人の質疑答弁等をお伺いしていて、確かに町長のおっしゃることもよく分かるんですけど、どのようなスキルの方が協力隊として来るかっていうのは、どういうふうに想定しているんですか。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

先ほども言いましたように、情報発信を中心とした活動をお願いしたいというふうに思っておりますので、先ほどの答弁の繰り返しにはなりますけども、動画や写真、コメントなどを交えたSNSを中心として発信をしていただくとともに、地域の中に交わっていただいて、地域の方との交流も、もちろん盛んにしていただくと。そういったことから先ほども言いましたように、鞍手町のことを町外の方に知っていただくための先駆けとして活動していただきたいというふうに考えておりますので、そういったものをスキルとしてお持ちの方というふうに考えております。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

地域おこし協力隊じゃなくても、本町での企業の中で、そういったものを事業としてやられていらっしゃる方っていうのがおられると思うんですけど、その辺はどのように調査しま

したか。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

地域おこし協力隊の1番の目的は、都市部の方をどう鞍手町のほうに、移住に結びつけるかっていうのが1番大きな目的でもあります。鞍手町の人口減少を少しでも緩やかにし、都市部の方から鞍手町に移住していただく、そういったことが地域おこし協力隊の主な目的の1つになっております。と同時に、鞍手町の活性化に結びつくように、そしてまた町外からの移住によって、そこに新しい活力を結びつけていただけるような活動に、こちらとしてはお願いしたいというふうに考えておりますので、町外から移住していただくというのが、1番の目的ということにはなります。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

地域おこし協力隊の方が他自治体、町長のおっしゃる都市部の方からの移住っていうのもよく分かるんですけど、その程度の発信、今おっしゃってるような内容の発信能力を持っている企業さんというのは町内にもいらっしゃると思いますし、どういったスキルの方が、本当にそういったスキルの方がお見えになるかということに関しては甚だ疑問があるし。都市部からの、わざわざこの移住ということに関しては、かなりのリスクを背負った形で来なきゃいけない。そういったことから、前回も同じようなことを申し上げましたけども、職員のまずスキルアップ、それと町内業者の方でもかなりの発信力を持っていらっしゃる方、大勢いらっしゃいますので、まずそういったことを詳細に調査して、なおかつその中でこういったものを利用したいということであれば、理解もできるんですけど、今の状態では前回の説明にちょっと枝葉をつけたような説明としか受け取れませんので、賛同できかねるというふうに思います。町長。そういったまず企業さんが、かなり若い企業がおって、かなりそういった発信力を持っていらっしゃる企業は、鞍手町内にもたくさんいらっしゃいますので、そういった方々との業務提携したほうが早いんじゃないですか。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

どうも地域おこし協力隊ということをご理解いただけてないのかなというふうに思います。

これは総務省の肝煎りの事業で、今後8千人から1万人の方を都市部から地方のほうに移住していただくということで、特別交付税で約480万円というものをつけておりますし、アドバイザーというようなものも総務省としては今後、派遣するということになっております。全国的には約6千名の方が地域おこし協力隊として現在働いているということでもありますし、実際に今までの中で地域おこし協力隊で移住したところで、約53%の方が引き続き3年以上もそこに移住しているというような結果も出ております。したがって町内の中で、そういったスキルの方を活躍していただいたり、スキルアップをしていただいたりというのは当然のことながら今後も働きかけしていくことと思いますが、それとは別に町外の方にごう鞍手町に住んでいただくか、移住していただくかというのが地域おこし協力隊の主な目的でもありますし、町外からの要するに風を吹き込み、活力をつけるための取組でもあります。

そういったことから、地域おこし協力隊というのは、町外から、できれば都市部から来ていただくというのが総務省の考えですが、いずれにしても町外から来ていただくというのが地域おこし協力隊の主な目的の1つでもあります。と同時に繰り返しになりますが、そういった活動を通して、先鞭となって鞍手町により多くの方たちに移住定住をしていただくというごの先駆けになっていただくための地域おこし協力隊ですので、その辺もう少しよくご理解いただいた上でお願いしたいと思います。

○議長（星 正彦 君）

他に質疑ありませんか。

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

81頁の委託料に調査料っていうのがありますが、1,200万円。調査業務委託料ですか。これはどこをどのような調査をするのか、その内容を教えてください。

○総務課長（高橋 奈美江 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江 君）

お答えいたします。今回の調査業務委託料は、旧鞍手北中学校の坑道調査に係る委託料になります。

以上です。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

鞍手北中学校の調査とおっしゃいましたが、鞍手町立中学校跡地等利用検討委員という検討委員会があったと思うんですが、ここからそういったものの調査等の必要性といったような答申か何かあつての調査ですか。

その調査の目的を教えてください。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

鞍手北中学校跡地につきましては、議員ご承知のように学校法人折尾愛真学園、平成27年4月1日より、運動場、テニスコート、旧分校の運動場の3箇所について、賃貸料を年額120万円で普通財産賃貸契約を締結しております。

今回令和5年3月31日で契約が満了するため新たに契約を締結する予定ですが、以前鞍手北中学校を管理しておりました教育委員会より、旧北中学校跡地には炭鉱の坑道が4本通っており危険ではないかとの指摘がありました。実際坑道の入り口と思われる穴が空いており、過去にも先生が穴に落ちたこともあるというような情報もありましたので、鞍手町としては新たに賃貸契約を締結するためには、安全な場所かどうか確認する必要があるとの考えから、今回坑道を調査する予算を計上しております。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

そうしますと、先日の一般質問等で行われた統合小学校を持っていきたいから調査するのではなくて、折尾愛真との契約による調査ということの理解でいいんですか。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

当然ながら危険であるというようなご指摘がありましたので、それを放置してお貸しできるということにはなりませんので、当然鞍手町としての管理責任がありますので、今議員がご指摘のとおり、契約を締結する際には安全なものかどうかを確認する必要があるということからです。

○議員（6番 篠原 哲哉 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

篠原議員。

○議員（6番 篠原 哲哉 君）

先ほど田中議員が言われましたように、先日の一般質問の中で町長は北中学校に小学校を持っていきたいと。町長は北中学校に統合小学校を持っていきたいという答弁だったと思います。それを今調査するのに、建前として折尾愛真学園に貸すから調査しているんだと。小学校を持っていくために調査するんじゃないでしょうか。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

先ほども言いましたように、今度新たに提供する際にはやはりそういう危険ではないかというような情報があり、実際に穴に落ちたこともあるというようなことがありましたら、当然ながらそこを管理する者として、そこが安全なものかどうかというのは確認する必要があります。それを確認した上でないと、もしもそこで事故が起こったときに、当然その執行権者である者が責任を負うことにもなりますので、それは安全であるかどうかを確認するという事は当然必要なことだろうと。要するに年額120万円の賃料もいただいているわけですから、それ分かった上で放置して、調査もしないで万一事故が起こった場合、当然ながらこれ町としては、責任を問われることになるというふうに思っています。

○議員（6番 篠原 哲哉 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

篠原議員。

○議員（6番 篠原 哲哉 君）

今建前を言っているんじゃないかと思うんですけど、実際に町長は北中学校に統合小学校を持っていきたいという一般質問の内容でしたけど、その建前として折尾愛真に貸すから調査するという事を前提において、小学校を持っていくための調査じゃないですか。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

篠原議員のお考えでしょうけど、建前だとか本音とかありませんので、実際に締結する際に、賃貸契約を結ぶ際には、もう以前管理をしておりました教育委員会からそういうご指摘がありましたので、それが分かった上で賃貸料をいただいております、実際に本当に事故

が起こったときにどう責任をとるのか。責任をとるのは当然ながら首長ということになりますので、私が責任取らざるを得ないわけです。実際にそういう責任を取るような立場にある者としては、安全かどうかを確認するというのは、これ当たり前の話だと思います。

○議長（星 正彦 君）

他に質疑ありませんか。

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁 君）

今のところなんですけど、町長は修繕って言っていますが、それは分からなくもないんですけど、調査して調査結果によって多額の修理費っていうか、修繕費みたいなのが掛かるってなったときには、その辺も考えての今発言されているんですか。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

まだ調査をしていませんので、調査の結果を見て判断したいと思います。

○議員（8番 有働 徳仁 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁 君）

調査の結果が、もう多額の修繕費が掛かるってなったときはどうお考えなんですか。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

仮のことについてはお答えできません。

○議員（8番 有働 徳仁 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁 君）

その辺も先のことをある程度見据えて、金額は分からないかもしれませんが、多額の金額が出たときに、さっき町長は自分の責任になるからと、それは分かるんですけど、そこも踏まえて、責任取りに行くのであれば、そこら辺もちゃんと踏まえて考えておかないといけ

ないんじゃないですか。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

多額の金額がかかって、そこが安全なものにならないということであれば、先ほどの公共施設等の検討委員会の中でも、場所についてはどうするかっていうことにもなりますし、安全なものにならないなら、今後はそういったことはお貸しできないということにもなるでしょう。実際に、どれぐらいの費用が掛かるかどうかっていうのは、当然ながら調査をしてみないと分かりませんので、今後について調査結果を見て考えていきたい。検討していきたいと思います。

○議員（9番 栗田 美和 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

栗田議員。

○議員（9番 栗田 美和 君）

私も一般質問で町長にはしたんですけど、その内容。

今の流れから言うと、町長は北中跡に小学校を持っていきたいという本音のところは、どうとは言われませんが大体雰囲気的にそこのとこ分かるんですよ。だから今の調査のやりとり、1, 200万円の。調査費用が掛かって、今後費用が高くなった時どうするかっていうことも、そこではっきり町長もう言ったらどうなんですか。両方とも兼ねてしているのだということ。折尾愛真に貸すに当たっても当然しないといけないこと。そこが問題なければ、あえて北中学校跡に自分としてはまちづくりのために、こういうことで併せて調査をしたいんだっていうことを言わないと、この話はなかなか前に進まないっていうより、私も言いましたけど、教育委員会なり在り方検討委員会、執行権である町長がピシッとそこのところ、本音のところでこうしたいんだと言うためには、両方併せたところでこれやっているんだということを書いてほしいんですよ。言わないとこれ進まないですよ。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

今回の調査費につきましては、令和5年の4月1日に締結する予定であります。非常に期間が迫った中での話でありますので、一義的には、折尾愛真学園と締結する際には、もう何度も繰り返しになりますが、危険があるというようなことが、こちらのほうに知ることにな

りましたので、調査をするということと、同時に先ほどありましたように、公共施設の今後の利活用について、検討委員会を立ち上げて検討するようになります。

今ある余剰の公共施設、そしてまた先ほども質問ありましたように、小学校を統合した際の各小学校、廃校になった小学校についてももちろんですし、当然ながら今北中学校跡地についても公共施設として、どうこれから利活用していくかということにもつながってきます。

そういったことで、一義的には折尾愛真学園との締結の際に、安全なものかどうかを確認すると同時に、今後公共施設として利用する際にも、それがどういう坑道があってどういう状況になっているかっていうのを調査する必要があるということで、今栗田議員が言われましたように両面からも、この調査は必要だというふうに思います。

○議員（４番 宇田川 亮 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

宇田川議員。

○議員（４番 宇田川 亮 君）

これ調査業務委託料が１，２００万円ですよね。折尾愛真さんに貸出して年間１２０万円とすれば、貸出料１０年分に当たるわけで。調査だけで。そしたらそこを比較したら、もう一旦止めたらいいいんじゃないか。調査もしないで、貸し出すのはやめたほうがいいんじゃないかという考えも出てくるんじゃないかというふうに思うわけですけども。しかも調査して、結局やっぱり危ないから貸し出しはできませんよとなったら、工事してまでまた貸し出すようにするという考えなのか。それとも危険だと分かったら、１，２００万円かけて危険だと分かったらそれからもう貸し出ししませんよという形にするのか。今の時点で１，２００万円かけて、年間１２０万円１０年分の貸出料を、わざわざそのためにもらうとかいうことになるのかなっていうふうに思いますけど、その点についてはどういうふうに考えてありますか。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

先ほども言いましたように、折尾愛真学園さんとは平成２７年から締結をして、賃貸契約を結んでおまして、その間約９年間で、１，０００万円近くの賃貸料をいただいております。そういったものもありますので、１，２００万円をかけて調査をすることもできるのかなというふうにも思いますし、先ほども言いましたように、今後公共施設でもありますし、ここはかなり広いスペースもあります。これを今までは、検討委員会ありましたけど実質的には全く検討することもできずに、そのまま折尾愛真さんに貸しておりました。しかしながらこれをやっぱり利活用するというのも、非常に必要なことでもありますし、実際に坑道

があるということを指摘されましたので、それを調査することで、ここはこういうような状況ですけどということで、工事をするしないはそれを鞍手町がするのか、そこを要するに用地を取得したいというところがするのか。これはそれこそ今後そういうところがあれば、またそういう話にはなるでしょうけども、いずれにしても現状がどういうふうな状況になっているかっていうのは把握する必要があるというふうに思います。

○議員（４番 宇田川 亮 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

宇田川議員。

○議員（４番 宇田川 亮 君）

今まで120万円ずつ9年間納めてもらったから、それを使っていうのも、それもなんかちょっとおかしい話じゃないかと思えますけど。折尾愛真さんとは年間契約、1年ごとの契約なのか。そして、坑道があるっていうあそこ掲揚台の横のところが一気に陥没したんですよね。もうその時点で分かったというか。私たちもその当時通っていたときからあんな所に穴ぼこがあったんだろうかと。今考えたらぞっとしますけども。あれ分かったのはいつですか。もう大分なるんじゃないですか。その点ちょっと教えてください。

○議長（星 正彦 君）

答弁整理のため、休憩します。

休憩 午後 2時07分

再開 午後 2時20分

○議長（星 正彦 君）

会議を再開します。

休憩前の宇田川議員の質問ですが、もう一度お願いしていいですか。

○議員（４番 宇田川 亮 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

宇田川議員。

○議員（４番 宇田川 亮 君）

2つぐらい言ったと思います。1つは忘れましたが。あそこの掲揚台の横が陥没したじゃないですか。その時期はいつかっていうことなんですよ。今まで、その坑道があったというのは、どこかで分かっていたかもしれませんが、私たちも知りませんでした。いや、穴がほげて、簡易的な工事をやったということなんですけれども、私が思うには、その時点で調査するべきだったんじゃないだろうかとというふうに思うわけですよ。そうしないと、安全どうのこうのを確認して、町の責任になるから貸せませんよっていうのは、その時にそういうふうに思って調査費をつけるとかいうことを考えるべきだったんじゃないだろうかと。

陥没したのはいつなのかをまず教えていただきたい。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

平成30年5月10日に陥没した写真を撮っております。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

いや、ですからちょっと質問3回しかできませんので。だから陥没したからそのときにすべきだったんじゃないか。予算をつけるべきだったんじゃないだろうかというふうに思うわけですよ。で、今後1,200万円かけて調査をやって、やっぱり危険だとなったら、もうその時点で貸出しできないわけでしょ。どうするんですか。そして、貸出しするために、工事をやるという考えになるのかどうか。今でもちょっと危険だっということ言えば。体育館ですよ。体育館耐震化してないですよ。北中の。だからあそこは貸せませんと言いながら、鍵渡して中でいろんなことされてますよ。だからそういう管理監督の面も含めて、安心にっていうんだったら、そのときにすべきだったんだろうと思うし、今回1,200万円かけてやる必要が今の時点であるのかなというふうに疑問に思います。

もう一度お願いします。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

平成30年の5月1日時点で分かったっていうことなんですけど、当時私は町長をしておりませんでしたので、町長になって以降ということになります。私は30年の9月に当選をさせていただいてますので、その写真を撮った時点では私は町長をしておりませんでした。しかしながら、分かった時点ですぐ調査すべきということで、今のご質問だと思いますけども、実際に写真を私も見ることもありましたが、その写真を見てやっぱりここ全部のグラウンドが危ないとか危険があるとかっていうような当時は認識がありませんでした。というのも、皆さんもよく言われていますけど、実際にあそこに坑道があるということも私はもう当然ながら知る由もありませんでしたし、私の子供たちも普通に北中学校に通ってましたし。その当時のことも考えれば、グラウンドが危ないとか、まさか4本も坑道が通っていると、そういうことは全く認識としてはありませんでした。実際に、多くの方も本当にそ

ういう坑道は通っていたのかということではびっくりされいてる方もありました。しかしながら、もう何度も繰り返しのようになりますけど、もう今回教育委員の方からはっきりと危ないのではないかという指摘がありましたので、その指摘があつて、それを放置していいのかなど。

そしてまたそれで年額120万円の賃料を取っていいのかなというようにも思います。実際に、やはりもうこの時点ではっきりと危険が及ぶかもしれないというふうな情報を察知した中で、尚且つそういった賃貸契約が本当に結べて、もしものことがあったときに、鞍手町にその責任が及ばないというふうに思うのかどうかだと思います。もうこれからそれこそ、そういうはっきりとした指摘があったからには、やはりそこは安全かどうかを調査する必要があるんじゃないかなというふうに思います。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

4回目になりますので、最後にしたいと思いますが、それは分かった時点で調査すべきだったということもありますけども、最近になって教育委員会のほうがあそこ坑道が4本通っていて危ないんじゃないかと言われました。そしたらその時点で契約解除するべきじゃないですか。折尾愛真さんと。今のままではちょっと調査するまでは貸出しできませんと。町が責任取らないといけませんからってということになると思うんですよ。契約期間が終了するまでそれを待ってって、それで今何かあったら、もうそれこそ分かっているのに貸出して、それこそ責任が問われるんじゃないだろうかというふうに思うわけですけども。そして、解除した上で調査するのかどうか。今まで9年間120万円もらってきたからやりますよって、それもちょっとおかしい話だと思うんで。今まで固定資産税分ぐらいやっぱりいただかないといけないということでもありましたし、それを工事費に充てたとして、何にもメリットがないわけです。今後。そこをどういうふうに考えてあるのか。今の時点で契約解除すべきじゃないですか。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

そのことも、私自身は考えたことがありました実際は。ただ、折尾愛真さんが当時、知ったのが12月になりますけど、大会があつたりだとかいろいろと、そういうこともあつて、大丈夫かな、どうかなというのはありましたけど、契約が今度3月31日で満了になりますから。それは本当に迷ったところでもあります。だけど、今度新たに契約を結ぶことになりますので、新たに結ぶときには、はっきりと、もう何度も言いますように、そういうふうに指

指摘を受けた中で本当に契約を結ぶのはどうなのかと。やはりきちんと調査をする必要があるだろうというふうに思います。これ以上同じ答弁になって、繰り返しになって申し訳ないんですけども、私自身は、やはり折尾愛真さんとの関係もありますから、それはもうお貸ししたいというのはあるんですけど、本当にその安全も確保しているかどうか分からない、危険があるというふうな指摘も受けて、1,200万円をかけても何にもならないじゃないかというご指摘もありましたけど、今後そこを、今度検討委員会を立ち上げる際に、実際にそこを活用するのか売却するのか、その際にはどういうふうな状況になっていて、先ほどの質問もありましたけど、多額の費用が掛かるのか掛からないのか、そういったことも含めて、それは町でするほうが有利なのか、またはそこを用地を取得したいというようなところがあったときに、そこがしてもらうほうが有利なのか、それとはまた別に、町としてそこを活用したほうがいいのか、いろいろな検討をする余地があるだろうというふうに思っています。

いずれにしても、どういう状況になっているか分からないというのが、私としては1番今後進んでいく上で、町としては今折尾愛真と契約を結ぶかどうかというような状況になっていますので、きちんとしたものをやっぱり調査をして、結果を出すべきだろうというふうに思います。

○議員（5番 新谷 留晴 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

新谷議員。

○議員（5番 新谷 留晴 君）

長くなって同じような質問で申し訳ないんですけども、この間の一般質問の中で、教育長と町長のやりとりをお聞きしました。教育委員会のほうから提出された書類を町長は拒否された。そのときに、その時点では先ほどの説明からありますように、坑道のあることは分かっていた。その時点で分かっていたはずですよ。それにもかかわらず、受け取らなかった。まずそれが1点。

それから、今坑道があって、折尾愛真さんのほうに貸出ししています。それは折尾愛真さんのほうは了解されて、今でも賃貸されているのか。それと先ほど町長が言われるように、安全は町が保証しなくちゃいけない。全然つじつまが合わないんですよ。先ほど聞けば平成30年、平成30年からもう5年以上経っています。その間、よしんば何かあったときには、当然町は負うべき。それで結果が分かっても今も賃貸しているわけです。

その辺はちょっと、先ほどから皆さんのご意見いろいろ聞いていて、ちょっと私なりに納得いかないというか理解できないんですよ。だから、この1,200万円かけることが妥当かどうかという前の問題、私の考えは、それ以前の問題で。ただ小学校の統合問題でこれが浮上したわけですよ。原因はもう5年前に分かっていて、何でこの間放置していたのか。まずそれ1番分からない部分ですよ。それで尚且つ今度またそこに統合しようとする。ちょっとその辺が、理解に苦しむとこですよ。だから、折尾愛真さんと契約再度したいから工事

をするのか。

どっちが目的かよく分からないですね。折尾愛真さんとの契約、安全を保障するために、この1,200万円をかけて調査するのか。おそらく平成30年のときに、坑道があるとは、多分あの陥没のしかたは誰でも坑道と、坑道が陥没したって分かるはずなんですよ。専門家は。それをあえてしなかった事自体が1番疑問です。何で今回、教育委員会から出るまで分からなかったのか。その辺が。いろいろ町長の意見も確かに聞きましたけど、どうもその辺がどうしても統合に結びついてしまうものですから、それをもう一度お願いします。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

平成30年5月に写真を撮って、私もそれを見ました。その写真は坑道の入り口が見えている写真です。坑道の入り口があるんだなというような認識はありましたけど、それから先がどうなっているとか、本当にすぐそれが危ないという認識は、当時私の中にはありませんでした。実際に坑道がどうなっているかというのは私自身、鞍手町で生まれ育ったわけではありませんので、全くそういう認識がない中で、ただ写真を見て坑道の入り口が出てきたんだなというぐらいの認識でしかありませんでしたし、当時これで坑道が通っているから危ないってというようなことを言われたこともありませんでした。当然普通に、先ほども言いましたように、中学校として40数年も使っていたところでもありますから、私の娘も通っていたところでもあるので、そこに危険なものがあるというふうな認識はもう全く本当に、正直なところありませんでしたので、契約の中にもそういう坑道がある、危険物があるというようなことも契約の中には当然ながらありませんし、本当に私自身は、今回、この坑道があって、4本も通っていて危険があるんじゃないかというようなご指摘があるまでは、私の中では認識がなかったというのが正直なところ。小学校の在り方検討委員会の中でというよりも、総合教育会議の中で教育委員さんからそういうご指摘をいただいて、正直初めてそういう危険があるってことを知った次第です。それでそのときにすぐとめるべきと言えば、実際そうだったかもしれませんが。でも先ほど宇田川議員の質問にもお答えしましたように、当時私もどうしたもんかなっていうことで、迷いはしましたが、1番にサッカーグラウンドは使う時期でもありましたし、大会等があるということもありましたし、契約の任期も3月31日までということでもありましたので、そこで事故が起こったら本当はあなたの責任、町の責任というふうに言われれば、まさしくそうなんですけど、それはそれとして今回の契約を結ぶ際には、やはりそういったこともきちんと、やっぱり伝えるべきでもありますし、鞍手町としてもやっぱり管理をしている以上は、やっぱり安全かどうかを確認する必要もあるだろうというふうにも思っています。そういったことから、今回調査費用を上げております。

○議員（5番 新谷 留晴 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

新谷議員。

○議員（5番 新谷 留晴 君）

再三同じような答弁で、大体言われることはよく分かりますけれども、鞍手町はこれだけ炭鉱の町で、あらゆる所にやっぱり坑道通っているわけですよ。ましてや、町には石炭資料館というきっちりした資料があるわけですよ。多分その時点では、そこまで大変になるようなこととは考えてなかったとは思いますが。

最後に折尾愛真さんと現状の契約の中で、そういう坑道があってそれで安全性も保障できない状態で、契約書というのは作れるんですか。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

その辺は、私今ここで認識がありませんので、なかなかそういう契約として結べるかどうかというのは、今ここではお答えできかねます。実際に例えばそういうことで、坑道があって尚且つそういう危険性が及ぶというようなことを契約の中に入れて契約を結んだとしても、これは今法律上の問題がどうのこうのっていうことじゃなくて、私の感じとしたものとしてお聞きいただきたいと思うんですけど、そういうものを契約の中に謳って結んだとしても、折尾愛真さんはそれでいいというかもしれませんし、こちらもお知らせしたということにもなると思うんですけど、契約上もそうなっているということになるかもしれませんが、実際に例えばそこで人身に関わる事故が起こったとか、そこで使用している端的に言えば子供さんということになるかもしれません。そこで、運動していたものがケガなり、ないと思いますが命を失うとかいうようなことはないと思いますけど、もしもそういう事故があったときに、第三者としていやこういう契約で折尾愛真とは結んでいますよ、折尾愛真は分かっているここを使っていますよってということにはなるかもしれませんが、実際の当事者としてはおそらくそれはそれで承知したということにならないと思います。なぜそんな危険があるってのが分かっているながらそこを使用させたのか。またそれをどうして了承してそこを使用したのか。おそらく折尾愛真と町に対して訴訟が起こされるんじゃないかなっていう。

これは仮定でもありますし、私1人の考え方でもありますので、これがどうかっていうのは分かりません。これを答弁で言うべきかどうかっていうのも、今質問をいただいたときには迷いましたが、そういう答弁を求められているのかなというふうなことで今感じましたので、答弁としては今お答えをしているところですけど、これはもう私1人のうがった考え方で、法的にどうかっていうと全く違うっていうことを認識した上で、答弁とさせていただきます。

きたいと思います。

○議員（5番 新谷 留晴 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

新谷議員。

○議員（5番 新谷 留晴 君）

最後に確認ですけれども、現状折尾愛真さんは今の坑道の件について、全て了承されて賃貸されているんですか。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

その辺の確認は私しておりませんので、私自身は承知をしておりません。

○議長（星 正彦 君）

答弁整理のため休憩します。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 2時50分

○議長（星 正彦 君）

会議を再開します。先ほどの新谷議員の質問に対して執行部、町長答弁いいですか。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

折尾愛真が坑道があるということを知っていたかどうかというようなご質問だったと思います。当然ながら先ほどからお話がありましたように、坑口の穴が空いていますので、坑口があるということは分かっていたというふうに思いますし、ただ坑道がどっち向きにどう走っているとか、何本走っているとかそういうことは全く恐らく私自身も知りませんでしたし、ほぼ誰もあまりそういうことには、詳しくはなかったというふうに思いますので、折尾愛真さんについても、どの向きにどういう坑道が走っているというのは知らなかったというふうに思いますし、また契約書の中にそういうことも一切謳っておりません。それで、今ここに契約書をずっと見てはおりますけど、そういったものについての記載はありませんので、繰り返しになりますが折尾愛真さんについては、ご存じなかったというふうに思います。

○議員（5番 新谷 留晴 君）

議長。

もう1回いいですか。

○議長（星 正彦 君）

認めます。新谷議員。

○議員（5番 新谷 留晴 君）

私は再確認の意味でお話ししたのは、この件が発覚して、折尾愛真さんが認められているのかを確認したのか。今後もこれで契約しましょうというふうになったのか。分かりませんでしたはそれはもう以前の話として、それはそれとして。

1月の時点で分かっているわけでしょう。教育委員会のほうから坑道が4箇所通っているというのは分かっている、未だに契約が破棄されずにそのまま1年契約が年度末で契約なのか年末か分かりませんが、その発覚した時点で現状の説明を折尾愛真さんにされているんですか。そこなんです。それでしていなかったで仮に事故があったときには、知りませんでしたではすまないと思います。

今いろいろ写真見させてもらいましたが4本の坑道がまともに通っていて現状。非常に危険性を感じますね。3m50cmかける5mぐらいの大きな坑道が4本通っているんで、ちょっとあれ見ただけでもちょっと危険な状態です。だから分かった時点で処理していないというのが1番問題だと思いますので、その辺もう一度検討していただくようお願いします。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

4本坑道が通っている写真を見たのは、これもまた最近です。それこそ坑道が通っているって、要するに危険があるっていうのを総合教育会議の第3回のときでしたから、12月の27日ぐらいの時に、教育委員さんから坑道があるじゃないかと、危険じゃないかというような話がありましたので、初めてそこで私としては坑道があるのが危険だというふうな認識になりました。もう繰り返しになりますが、それからもう仕事納めの時期でもありましたし、本当にすぐに契約をそこで停止すべきだったかどうかっていうのはあります。ただ先ほども言いましたように、ちょうど大会だとかいろいろその時期だったので、本当にどうしようかなというのはもうすぐにでも、今から思えばもう危ないから使わないでくださいというべきだったかもしれません。しかし、そこは私の責任はありますが、申し訳ないと思いましたが、使用をそのままさせてしまいました。今回3月31日で契約が満了しますから、それで4月1日からの契約をする際に、やはりどうするかっていうことになりますし、折尾愛真さんには、こうやって以前管理していた教育委員会から危険であるしどうなるか分からないというような話がありますというようなことは伝えようと思います。それで私としては調査をしたいというふうにも思いますし、その調査の期間中も、当然使用は控えていただきたいと

いうふうに思います。その際にまた、折尾愛真さんのほうとの協議にはなるとは思いますけど、折尾愛真さんのほうにご了承いただければ、その期間の契約は停止し、はっきりとこれが今後使用しても差し支えないということになれば、折尾愛真さんに使っていただきたいというふうにも思っています。それがいやもう危険で危ないと。実際にどうなるか分からないということになれば、やはりもうそこをお貸しすることはできないというふうに思います。

○議長（星 正彦 君）

他に質疑ありませんか。

○議員（1番 添田 政勝 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝 君）

同じところですよ。坑道が4本ということですけども、この1, 200万円で全部調査ができるのかどうか教えてください。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

今回この4本の坑道につきまして、まず4ヶ所の表面簡易調査を行います。その後ボーリング調査を行い、坑内センサー調査を3回にわたって坑道がどうなっているかということ調査するというので概算要求金額として1, 200万円を計上させてもらっています。

○議員（1番 添田 政勝 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝 君）

だからそれが足りるのか。増額の可能性が、補正が考えられるのかどうか。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

これも概算でありますので、表面簡易検査が約20万円これ4ヶ所、ボーリング調査を約100万円で4ヶ所、坑内センサー調査を150万円の4ヶ所ということで、概算でありますから、これで全てが賄えるのかどうかというのは。当然ながらまた入札をすることで、範

圏内で収まるかどうかということになると思います。

○議長（星 正彦 君）

他に質疑ありませんか。

○議員（12番 的野 信之 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

的野議員。

○議員（12番 的野 信之 君）

同じところで今後のことなんですが、実際あともう20日ぐらいで契約が切れるわけです。

折尾愛真さんのほうに、ほかの代替の場所を見つけて下さいと。実際それが可能なんですか。まだ言われてはいないと先ほど言われていましたけど、9年間もお貸ししていて、それでもう3月31日で契約切れるから4月1日からこう言った理由で使えませんか。それでいいのかなっていうちょっと疑問がありましたので質問させていただきます。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

先ほどの答弁で修正をさせていただきたいと思いますが、9年じゃなくて8年でした。申し訳ございません。そのことについても、非常に苦慮しているところです。実際にもう調査をするのでもうお貸しできないということで、はっきり言うのか。それこそ先ほどもありましたように、分かった時点でなぜ止めなかったのかというようなことにも関わってきます。それでこの議決をいただき、予算をお認めいただいた際には、折尾愛真さんと協議が必要だろうというふうに考えています。非常に今苦慮しているところです。

○議員（12番 的野 信之 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

的野議員。

○議員（12番 的野 信之 君）

これ実際この2週間で、20日間で、折尾愛真さんが新たに練習する場所を見つけるっていうのは非常に厳しいんじゃないかと思う。ましてやこれは令和5年度の予算ですよ。この予算を考えた時点で、ボーリングで調査するとか言っていましたけど、実際これを考えた時点で、折尾愛真さんのほうにはこういった調査をしますから、ちょっとボーリング工事が入りますからということをおかなくてはならないことだと思うんですよ。それを全然折尾愛真さんのほうには全く言わずに、これが出てくること自体が私ちょっとおかしいんじゃないかなっていうふうに思いますけど、そのところは どういうお考えで。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

予算を査定し計上する際に、折尾愛真さんのほうに事前にご説明をするということも、実際、本当に言われるとおりでというふうに思います。それを怠ったことってというのは、折尾愛真さんには申し訳ないなというふうには思っていますし、今後ご説明をする際には、改めて謝罪が必要かなというふうに思います。調査をするということになった際に、代替地をどうするかということについては、いくつかの考えはありますが、すぐに4月1日からここでどうですかというふうなことには、今のところならないかなというふうに思っていますので、その点についても折尾愛真さんにお会いしないといけない、お詫びしないといけないというふうに思っています。

○議長（星 正彦 君）

他に質疑ありませんか。次に進みます。

3款 民生費及び4款 衛生費について128頁から201頁まで質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

次に進みます。

5款 労働費から7款 商工費について200頁から221頁まで質疑ありませんか。

○議員（1番 添田 政勝 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝 君）

217頁の地域振興券ですけども、2,000万円がキャッシュレス商品券ということですがこれどういうふうな対応になっていくのか教えてください。

○地域振興課長（立石 一夫 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

地域振興課長。

○地域振興課長（立石 一夫 君）

まず今回初めてキャッシュレス商品券というものを導入するようになりました。

これにつきましては、今まで10%のプレミアム率に関しては、県が3%町が7%つけて、例えば1万円に対して1万1,000円を、全部そういう形で補助しておりました。

令和5年度から、県がキャッシュレス化を進めるということで、県が今度はプレミアム率10%出しましょうと。その代わり町としてはプレミアム率20%をつけてください。そう

すると10%10%をそれぞれ県と町が持ちましょう。さらに条件としましては、キャッシュレス商品券を必ず1,000枚以上発行してください。このようになっています。このことから商工会と協議をいたしまして、発行額1億円、このうち2,000万円をキャッシュレス商品券、残りの8,000万円については、6,000万円を一般の紙の商品券、2,000万円をリフォーム券ということで今計画をしております。

以上です。

○議員（1番 添田 政勝 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝 君）

店舗側からした対応として、バーコードとかで対応して、翌月とかに売上げが振り込まれるとか、そういうふうな感じですか。

○地域振興課長（立石 一夫 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

地域振興課長。

○地域振興課長（立石 一夫 君）

バーコード決済、今皆さん使われているかと思いますが、2通りありましてバーコードを直接読み込んで、それから決済する方法とQRコードをスマートフォンで、買った方は読み込んでもらって、そこで金額を入力して決済するほうと2つございます。これが完了した後に、決済事業者が決済をし、指定の金融機関にお金を振り込むと。ちょっとこの期間については、まだ定かではございませんが、現在、紙の分につきましては、購入した分についてお店が商工会に持って行って、商工会で小切手にして、それを金融機関に持って行って現金化するという流れになっています。結構手間がかかるんですが、これがキャッシュレスの場合であれば、直接決済後に振り込まれるという形になります。

以上です。

○議長（星 正彦 君）

他に質疑ありませんか。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

今のところなんですが、キャッシュレス決済できる店とできない店があると思うんですけども、その辺はどういうふうにされていますか。

○地域振興課長（立石 一夫 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

地域振興課長。

○地域振興課長（立石 一夫 君）

できない店というのはちょっと、どういう形で今これ指導といいますか、一緒に取り組んでいただくかというのは問題があるかと思いますが、基本的にはお店のほうではQRコード、これを一つ持っていただければ、機械を導入する必要はございません。あくまでも、利用者のほうがスマートフォンで読み取って払っていくという形になります。P a y P a y 辺りと同じ形になりますので、基本的にはお店で何か物を準備するということはございません。

○議長（星 正彦 君）

他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

次に進みます。

8 款 土木費及び9 款 消防費について、2 2 0 頁から2 4 7 頁まで質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

次に進みます。

1 0 款 教育費から1 4 款 予備費について2 4 6 頁から3 0 5 頁まで質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで歳出を終わります。次に、歳入に入ります。

1 4 頁をお開きください。歳入は一括して質疑をお受けします。

1 4 頁から6 3 頁まで質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで歳入を終わります。

それでは、歳入歳出全般について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第24号は議長を除く議員12名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号は議長を除く議員12名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

これより、委員長・副委員長の互選のため、しばらく休憩します。

休憩 午後 3時01分

再開 午後 3時16分

○議長（星 正彦 君）

会議を再開します。特別委員会正副委員長の互選の結果を局長より報告いたします。

○議会事務局長（武谷 朋視君）

それでは報告いたします。委員長 許斐英幸議員。副委員長 篠原哲哉議員。

以上でございます。

○議長（星 正彦 君）

以上のように決定しました。

次に進みます。

日程第24 議案第25号 令和5年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第25号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって議案第25号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第25 議案第26号 令和5年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第26号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって議案第26号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第26 議案第27号 令和5年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算を議題とします。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第27号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって議案第27号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第27 議案第28号 令和5年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算を議題とします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第28号は民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第28号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第28 議案第29号 令和5年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算を議題とします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第29号は民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第29号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第29 議案第30号 令和5年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算を議題とします。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第30号は総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第30号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第30 議案第31号 令和5年度鞍手町水道事業会計予算を議題とします。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第31号は総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第31号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第31 議案第32号 令和5年度鞍手町下水道事業会計予算を議題とします。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第32号は総務文教委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第32号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第32 議案第33号 民事調停の申立てを議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第33号は民生産業委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第33号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

この際、休会についてお諮りします。

明日9日から14日までの6日間は、委員会審査のため休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって明日ここ9日から14日までの6日間は、委員会審査のため休会します。

以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これをもって散会します。

閉会 午後 3時21分